

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第30号

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防本部の組織等に関する規則（昭和41年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「担当」を「係」に改め、同条第1号中「政策調整担当」を「政策調整係」に改め、同条第2号中「警防担当 施設担当」を「警防係 施設係」に改め、同条第3号中「救急救命担当」を「救急救命係」に改め、同条第4号中「予防担当 査察指導担当」を「予防係 査察指導係」に改め、同条第5号中「指令第一担当 指令第二担当」を「指令第一係 指令第二係」に改める。

第4条消防総務課中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条警防課中第20号を第21号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

（10）消防団員の報酬等に関すること。

第4条指令課第2号中「と」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。